

第 1 1 中国残留孤児関係統計一覽

平成16年1月1日現在

1 孤児の肉親調査の概況

(1) 孤児総数	2,783名
うち 集団訪日、訪中調査参加者	2,133名
集団訪日、調査外判明者	594名
日中共同調査による認定者	56名
(2) 身元判明者数	1,275名
うち 集団訪日調査参加者数	670名
訪中調査参加者	3名
集団訪日、調査以外による判明者数	594名
日中共同調査による判明者	8名
(3) 集団訪日調査実績（昭和56年3月～平成11年11月）	
集団訪日調査人員	2,116名※(1)
身元判明者数	670名（判明率 31.7%）
身元未判明者数	1,445名
※()は訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数	
(4) 情報公開調査実績（平成12年4月以降の日中共同調査による認定者）	
情報公開者数	56名※(7)
身元判明者数	8名※(6)
身元未判明者数	48名
※()は訪日対面調査人員	
(5) 訪中調査実績（障害者調査（平成3・4年））	
訪中調査人員数	18名
身元判明者数	3名
身元未判明者数	15名

2 帰国者数

・既に永住帰国した者の数	2,472名（判明者1,076名、未判明者1,396名）
	うち訪中未判明者3名
	— うち訪日調査による判明599名 訪日外判明468名 訪中調査による判明2名
	情報公開調査による判明 7名
・既に一時帰国した者の数	1,048名（判明者706名、未判明者342名）
	— うち再一時帰国97名 - うち再一時帰国186名

（参考）

平成14年度における中国からの帰国者総数	37世帯	141名	[うち孤児	22世帯	90名（孤児	22名）]
平成13年度における中国からの帰国者総数	68世帯	272名	[うち孤児	38世帯	164名（孤児	38名）]
国交正常化以降の中国からの帰国者総数	6,242世帯	19,981名	[うち孤児2,469世帯	9,025名（孤児2,472名）]		

3 現在中国に残っている孤児数

・現在中国に残っている孤児数 311名

(内訳)

身元判明者	199名	[1,275 (判明者数)	-1,076 (判明帰国者数)]
集団訪日未判明者	84名	[1,445 (未判明者数)	-1,361 (未判明帰国者数)]
訪中未判明者	12名	[15 (未判明者数)	- 3 (未判明帰国者数)]
日中共同調査による認定未判明者	16名	[48 (認定未判明者数)	- 32 (認定未判明帰国者数)]

4 身元引受人登録者数等

・身元引受人登録者数 1,649名 (法人及び任意団体169を含む)

・あっせん実績 2,444世帯2,447名 (うち、孤児1,599世帯 1,601名)

第12 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

(1) 集団による訪日次数別の身元判明状況

平成16年1月1日現在

訪日 次数	実施時期	訪日人員	対面者数	身元判明		
				訪日期間中	その他	計
1	昭56.3	47	33	23(48.9)	7(14.9)	30(63.8)
2	昭57.2~3	60	56	40(66.7)	5(8.3)	45(75.0)
3	昭58.2~3	45	31	22(48.9)	3(6.7)	25(55.6)
4	昭58.12	60	46	37(61.7)	0(0)	37(61.7)
5	昭59.2~3	50	37	25(50.0)	2(4.0)	27(54.0)
6	昭59.11~12	90	54	35(38.9)	4(4.4)	39(43.3)
7	昭60.2~3	90	55	33(36.7)	6(6.7)	39(43.3)
8	昭60.9	135	60	30(22.2)	11(8.1)	41(30.4)
9	昭60.11~12	135	48	32(23.7)	2(0.1)	34(25.2)
10	昭61.2~3	130	47	31(23.8)	3(2.3)	34(26.2)
11	昭61.6	200	92	68(34.0)	11(5.5)	79(39.5)
12	昭61.9	200	81	54(27.0)	10(5.0)	64(32.0)
13	昭61.10~11	100	40	30(30.0)	3(3.0)	33(33.0)
14	昭61.12	42	17	14(33.3)	1(2.4)	15(35.7)
15	昭62.2~3	104	43	25(24.0)	3(2.9)	28(26.9)
62-1	昭62.11	50	15	9(18.0)	1(2.0)	10(20.0)
62-2	昭63.2~3	50	16	12(24.0)	1(2.0)	13(26.0)
63-1	昭63.6	35	13	9(25.7)	3(8.6)	12(34.3)
63-2	平元.2~3	57	17	8(14.0)	1(1.8)	9(15.8)
平元	平2.2~3	46	17	12(26.1)	0(0)	12(26.1)
平2	平2.11~12	37	6	4(10.8)	0(0)	4(10.8)
平3	平3.11~12	50	10	3(6.0)	2(4.0)	5(10.0)
平4	平4.11~12	33	10	4(12.1)	0(0)	4(12.1)
平5	平5.10~11	32	7	4(12.5)	1(3.1)	5(15.6)
平6	平6.11~12	36	8	2(5.6)	3(8.3)	5(13.9)
平7	平7.10~11	67	12	5(7.5)	2(3.0)	7(10.4)
平8	平8.10~11	43	10	3(7.0)	1(2.3)	4(9.3)
平9	平9.10	(※1)45	6	2(4.5)	1(2.3)	3(6.8)
平10	平10.11	27	6	4(14.8)	1(3.7)	5(18.5)
平11	平11.11	20	6	1(5.0)	1(5.0)	2(10.0)
計		(※1)2116	899	581(27.5)	88(4.2)	670(31.7)

注1：()内は、訪日人員に対する判明率(%)である。

2：※1は訪日後、日本人孤児であることを取消された者で内数である。

(2) 訪日対面調査等による身元判明状況

訪日 次数	実施時期	情報公開者数	対面者数	身元判明		
				訪日期間中	その他	計
平12	平12.11	20	4	1	2	3(15.0)
平13	平13.11	20	5	1	3	4(20.0)
平14	平14.11	6	1	1	0	1(16.7)
平15	平16.2(予定)	10				
計		56	9	3	5	8(17.4)

注：()内は、情報公開者数に対する判明率(%)である。

5 孤児等の生活状況調査

中国東北地区等において、主として帰国希望の孤児及び残留婦人等を対象に、中国における生活状況等を調査し、帰国孤児等の生活指導上の資料とするとともに、これらの者に対して、日本社会の現況、帰国受入援護、帰国手続等について周知を図る。

6 中国残留孤児、残留婦人等の集団一時帰国援助

中国において、日本への一時帰国を希望している中国残留孤児、残留婦人等のうち、日本に身寄りがいない、在日親族が何らかの事情で受け入れることができない等の理由で帰国できない者に対し、一時帰国の受入者となり、滞在中の援護を国の委託を受けて行う。

受入予定 80世帯123名

7 孤児等の福祉を図る団体等の活動助成

中国帰国孤児等を対象に、日本語教育、生活相談、福祉の向上を図るための援助活動等を行っている団体等に対し、その事業費の一部を助成する。助成する団体、助成内容については助成委員会で審査し、その答申に基づいて助成する。

8 教材の開発、発刊

中国帰国孤児等の日本語教育指導資料を開発、発刊し、帰国者の利用に供する。

9 機関紙の発行

援護基金の業務の遂行状況、帰国者の定着自立や日本語学習等の体験事例紹介、関係情報等の記事を掲載し、中国帰国孤児及び孤児援護事業の従事者、協力団体（者）等の相互連絡、事例研究の場とするために機関紙を発行する。

(その他)

当基金への寄付を促進し、中国帰国者の自立支援事業等の向上を図るため、平成7年度から特定公益増進法人の認定を受けている。

この結果 個人や企業から当基金への一般寄付金に係る免税枠が拡大されている。

第14 中国残留邦人の集団提訴の状況について

平成16年1月26日現在

I 今回の訴訟について

○ 中国残留孤児集団訴訟

(1) 被告：国

(2) 提訴理由：①旧満州に居住した民間人を置き去りにし、長期間放置するとともに、日中国交正常化後も速やかに帰国支援策をとることを怠った。
②帰国後、現在に至るまで十分な定着及び自立支援措置の実行を怠った。

(3) 賠償請求額：1人3,300万円（精神的損害3,000万円、弁護士費用300万円）

(4) 関係省庁

衆議院、参議院、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省（職業安定局、職業能力開発局、社会・援護局、年金局）、国土交通省

○ 現在の提訴状況

提訴時期	場所	原告（合計1,502名）	訴訟の進行状況	備考
平成14年12月20日	東京 (1次,2次)	池田澄江ほか636名（うち8名取り下げ）	3/10に第7回口頭弁論を予定	
平成15年8月20日	鹿児島	鬼塚建一郎ほか20名	3/26に第2回口頭弁論を予定	
9月24日	東京 (3次)	330名	未定	訴状未着のため詳細について未確認
	名古屋 (1次,2次)	熊谷悦子ほか140名	3/4に第2回口頭弁論を実施	
	京都	奥山イク子ほか89名	2/20に第2回口頭弁論を予定	
	広島	中山文林ほか50名	2/25に第2回口頭弁論を予定	
10月29日	徳島	長田国夫ほか3名	2/20に第2回口頭弁論を予定	
10月30日	高知	麻田勇ほか44名	5/28に第2回口頭弁論を予定	
11月26日	北海道	長野太郎ほか79名	2/16に第1回口頭弁論を予定	
12月25日	大阪	松田利男ほか111名	2/24に第1回口頭弁論を予定	

II 類似の訴訟について

○ 中国残留婦人訴訟

平成13年12月、中国残留婦人等3名が同様の提訴を起こし、現在、東京地裁にて係争中

（請求の趣旨及び概要）

被告国には次のような不法行為があるため1人につき2,000万円支払え。

- ① 原告らを終戦時中国に遺棄し、そのまま長年にわたり祖国への帰還措置をとらなかったこと。
- ② 辛苦の末、帰国を果たした原告らに対し、定着自立、生活保障等の施策を講じていないこと。

第15 平成15年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等実施状況

1 遺骨収集等

(平成16年2月1日現在)

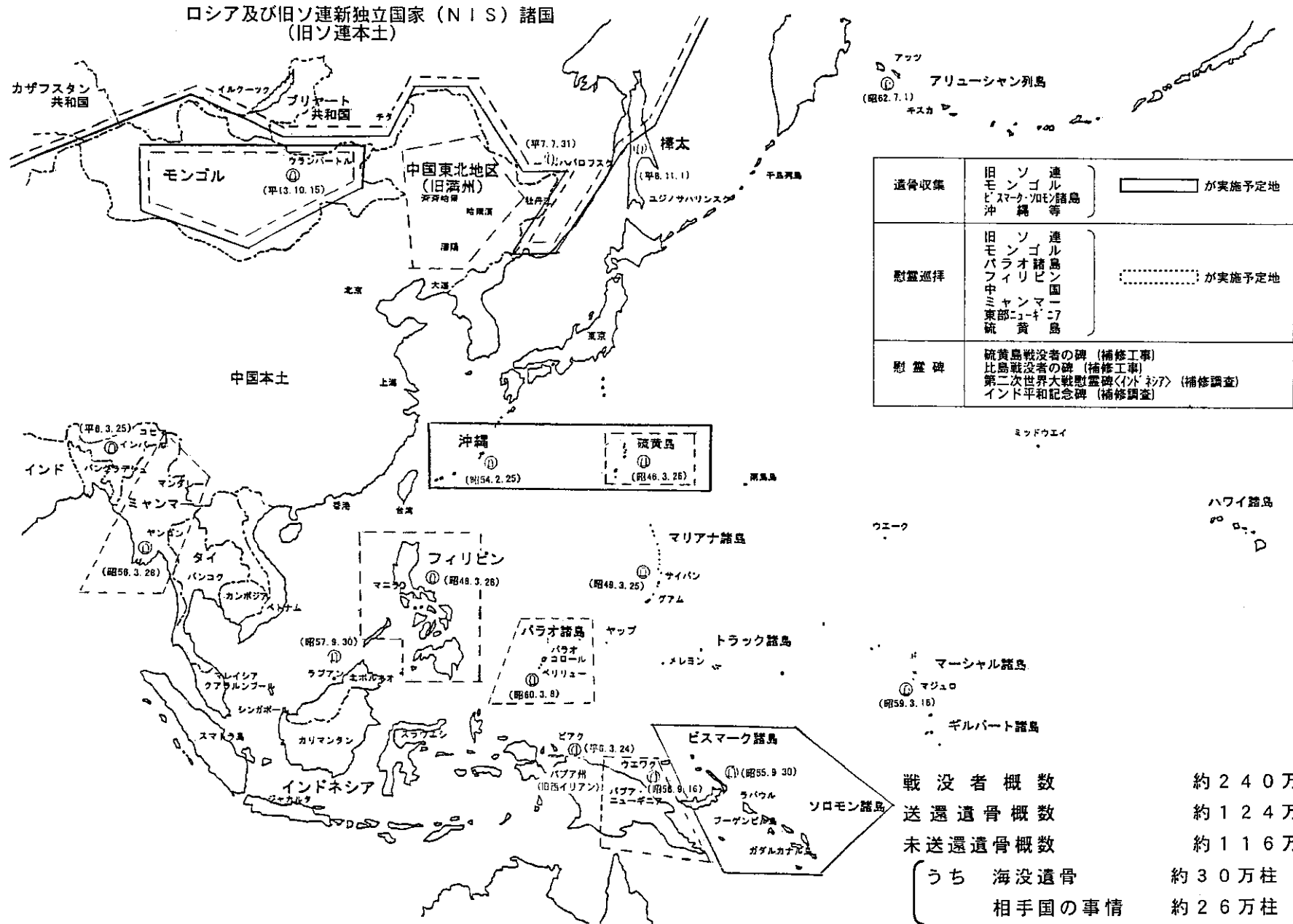
地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員			収骨数	備 考
		政府	民間	計		
[抑留中死亡者遺骨収集]						
カザフスタン共和国(応急)	15. 5.25 ~ 15. 6. 8	2	0	2	18	
チタ州	15. 6. 6 ~ 15. 6.28	3	4	7	170	
ハバロフスク地方	15. 6.13 ~ 15. 6.28	3	3	6	16	
イルクーツク州①	15. 7. 7 ~ 15. 7.28	3	10	13	135	
ハカシア共和国	15. 7.10 ~ 15. 7.28	3	8	11	84	
ハバロフスク地方(応急)	15. 7.14 ~ 15. 7.25	2	0	2	14	
イルクーツク州②	15. 7.21 ~ 15. 8.11	3	10	13	203	
沿海地方	15. 9.14 ~ 15. 9.26	3	10	13	0	
イルクーツク州③(応急)	15. 9.15 ~ 15. 9.29	3	10	13	45	
小 計					685	
[南方地域等遺骨収集]						
樺太	15. 8. 5 ~ 15. 8.20	2	6	8	16	
ソロモン諸島	15. 9.22 ~ 15.10. 9	4	10	14	115	
東部ニューギニア	15.10.21 ~ 15.11. 7	4	10	14	123	
韓国済州島(受領)	15.12. 1 ~ 15.12. 5	2	0	2	1	
マーシャル諸島(受領)	15.12.14 ~ 15.12.24	4	0	4	2	
アメリカ合衆国(受領)					13	
小 計					270	
合 計					955	

2 慰霊巡拝

(平成16年2月1日現在)

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員			備 考
		政府	民間	計	
[抑留中死亡者慰霊巡拝]					
沿海地方	15. 7.31 ~ 15. 8. 7	2	7	9	
チタ州	15. 8. 1 ~ 15. 8.11	2	11	13	
イカツ州・ブヤト共和国	15. 8.22 ~ 15. 9. 1	2	12	14	
クラスノダ地方・ハジ共和国	15. 9. 4 ~ 15. 9.11	2	7	9	
ハバロフスク地方①	15. 9. 8 ~ 15. 9.15	2	9	11	
ハバロフスク地方②	15. 9.15 ~ 15. 9.22	2	20	22	
ウズベキスタン共和国	15.10.1 ~ 15.10. 8	2	10	12	
[南方地域等慰霊巡拝]					
硫黄島①	15. 9. 8 ~ 15. 9. 9	11	40	51	
北ボルネオ	15. 9.24 ~ 15.10. 1	4	11	15	
中国	15.10. 7 ~ 15.10.16	2	7	9	
インドネシア	15.11.26 ~ 15.12. 4	4	12	16	
フィリピン	16. 1.22 ~ 16. 1.30	6	70	76	
硫黄島②	16. 1.26 ~ 16. 1.27	6	53	59	
マーシャル・キルバート諸島	16. 3.13 ~ 16. 3.21	6	19	25	(予定)

第16 平成16年度 遺骨収集・慰霊巡拝等予定地概見図



第17 戦没者遺骨のDNA鑑定について

お知らせ

~~~~ 戦没者遺骨のDNA鑑定の実施について ~~~~

この度厚生労働省社会・援護局長の懇談会として設置された「戦没者遺骨のDNA鑑定に関する検討会」より、「長期間経過した戦没者遺骨は、DNAが劣化している可能性が高く、技術的困難を伴うものの、遺骨の保存されていた状況によっては、DNA鑑定が可能である。また、DNA鑑定を行う目的が適切であり、所定の条件を満たす限り、DNA鑑定を行っても倫理上差し支えない。」旨の報告書が提出されました。

厚生労働省では、本報告書を踏まえ検討の結果、DNA鑑定を実施することとしましたのでお知らせします。

なお、DNA鑑定の概要及び申請手続等は次のとおりです。

○戦没者遺骨のDNA鑑定の概要について

1 DNA鑑定の目的

DNA鑑定は、戦没者遺骨の身元を特定して御遺族のもとへ戦没者の御遺骨を返還することを目的として行うものです。

2 DNA鑑定の条件

DNA鑑定を行うための条件は主として次のとおりです。

- ・ 死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び関係御遺族を推定できること
- ・ 御遺族が御遺骨の返還及び鑑定の実施を希望し、かつ、鑑定に適している戦没者の子、父母、兄弟姉妹等から検体が提供されること
- ・ 収集した御遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できること

3 DNA情報等のプライバシーの保護

- ・ 本DNA鑑定では、DNA情報のうち、血縁関係を立証するために必要な領域のみが分析され、遺伝病等がわかる領域は一切分析されません。
- ・ 御遺族のDNA情報は、個人情報として厳格に保護され、DNA情報及び検体は、厚生労働省と鑑定機関において、適正な手続と管理者の下で管理されます。

御遺族のDNA情報及び残余検体は、御遺骨の身元調査に必要な期間経過後に廃棄されます。

4 DNA鑑定に係る費用負担

DNA鑑定料は全額国庫負担となります。

5 留意事項

本DNA鑑定に当たっては、次のような場合がありますので御了承ください。

- ・ 本DNA鑑定については、御遺族の鑑定希望の状況、各遺骨収集場所における鑑定の科学的有効性等を総合的に勘案し、鑑定の適否を判断するものであるため、申請書を提出していただいても、DNA鑑定の実施の可否決定には一定の時間を要する場合又は鑑定を実施できない場合があります。

- ・ DNA鑑定が実施可能と判断され、同意書及び検体を提出していただいた場合でも、対象となる御遺骨及び御遺族が多数であること等の事情により、DNA鑑定の実施又は結果の判明等に一定の時間を要する場合があります。
- ・ 本DNA鑑定は、戦没者遺骨からDNAを抽出するため、DNAが壊れていて鑑定に十分なDNA型分析ができない場合等があることや集団の遺骨及び遺族を対象とする場合のDNA鑑定の科学技術的限界等により、御遺族から同意書及び検体を提供していただいても、DNA鑑定を実施できない又は実施しても結果が判明しない場合があります。

○申請手続について

1 申請書の提出について

上記の内容をよくお読みの上、御親族の方と御相談の結果、DNA鑑定の実施を希望される場合は、同封しました「DNA鑑定申請書」（裏面の記入上の注意をよく読んで記入してください。）を当室宛送付してください。

※ 申請書は、当方の取りまとめの都合上、平成15年9月30日までに送付願います。（当日消印有効）

2 DNA鑑定実施の可否の通知について

当室では、申請書に基づいて当局保管の死亡者名簿等の記録資料との照合調査を行い、DNA鑑定の実施が可能か否かについて検討し、その結果を文書によりお知らせします。

※ 申請者が多数に上った場合には、照合に一定の時間を要することがありますので、あらかじめ御了承ください。

○鑑定手続について

同意書の提出及び検体の送付について

上記2において、DNA鑑定の実施が可能と判断された御遺族には同意書の提出及び検体を提供していただくこととなりますが、同意書の提出、検体の種類及び送付の方法等については、改めて当室からお知らせしますので、それまでお待ち願います。

送付先・問い合わせ先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局援護企画課外事室

担 当：外事企画係

電話 03-5253-1111

(内線 4520)

第18 援護年金について

平成16年度の戦傷病者及び戦没者遺族等に支給する援護年金（障害年金、遺族年金等）の額については、恩給に準じて据え置くこととする。

<援護年金の額>

	給付	支給事由	対応する恩給	年金額	支給対象者
障害 給付	障害年金 ※ 款症程度の者は年金にかえ障害一時金を選択することができる。	公務傷病	増加恩給 傷病年金 傷病賜金	(特別項症) (第5款症) 9,729,100円～961,000円	本人
		勤務関連傷病	特例傷病恩給	(特別項症) (第5款症) 7,417,100円～743,000円	
遺 族 給 付	遺族年金 (軍人軍属の遺族)	公務死亡	公務扶助料	1,962,500円	遺族 (配偶者、子、父母、 孫、祖父母)
		勤務関連死亡	特例扶助料	1,559,500円	
	遺族給与金 (準軍属の遺族)	平病死亡	増加非公死扶助料	1,559,500円 (公務重症)	
			傷病者遺族特別年金	503,750円 (公務軽症、 勤関重症) 402,550円 (勤関軽症)	
	併発死亡	—————	402,550円 (公務) 281,150円 (勤務関連)		

注) 公務傷病又は勤務関連傷病により死亡した者の遺族（三親等以内）に対しては、弔慰金（5万円の記名国債）が別途支給される。

第19 戦没者等の妻に対する特別給付金(第二十二回特別給付金)事務の処理状況調

平成15年12月末現在

	請求書 受付件数 A	請求書 進達件数 B	請求書 裁定件数 C	処理済 件数 D=(B+C)	未処理 件数 A-D	備 考
01	北海道	2,340	413	1,904	2,317	23
02	青森	1,459	119	1,297	1,416	43
03	岩手	2,406	153	2,225	2,378	28
04	宮城	2,830	380	2,344	2,724	106
05	秋田	1,765	35	442	477	1,288
06	山形	1,739	13	183	196	1,543
07	福島	2,579	196	1,908	2,104	475
08	茨城	2,506	469	1,546	2,015	491
09	栃木	1,502	273	890	1,163	339
10	群馬	1,592	212	971	1,183	409
11	埼玉	3,759	1,648	1,696	3,344	415
12	千葉	4,306	843	1,462	2,305	2,001
13	東京	5,016	1,725	2,949	4,674	342
14	神奈川	2,819	1,413	1,394	2,807	12
15	新潟	3,907	255	1,954	2,209	1,698
16	富山	2,116	184	1,932	2,116	0
17	石川	1,943	184	1,759	1,943	0
18	福井	1,016	42	947	989	27
19	山梨	916	117	799	916	0
20	長野	1,506	214	1,291	1,505	1
21	岐阜	2,077	343	1,556	1,899	178
22	静岡	4,870	593	2,844	3,437	1,433
23	愛知	7,201	1,327	5,618	6,945	256
24	三重	3,984	429	3,455	3,884	100
25	滋賀	2,020	305	1,715	2,020	0
26	京都	2,310	571	1,485	2,056	254
27	大阪	4,556	1,632	2,395	4,027	529
28	兵庫	1,622	520	923	1,443	179
29	奈良	2,037	537	1,486	2,023	14
30	和歌山	1,915	18	421	439	1,476
31	鳥取	1,191	91	637	728	463
32	島根	2,332	124	1,807	1,931	401
33	岡山	3,393	427	2,514	2,941	452
34	広島	3,556	384	1,878	2,262	1,294
35	山口	1,800	320	1,372	1,692	108
36	徳島	1,568	124	1,444	1,568	0
37	香川	2,547	182	1,172	1,354	1,193
38	愛媛	1,815	222	1,593	1,815	0
39	高知	2,434	101	1,969	2,070	364
40	福岡	5,619	374	894	1,268	4,351
41	佐賀	1,653	221	1,083	1,304	349
42	長崎	2,430	347	2,083	2,430	0
43	熊本	1,530	153	1,374	1,527	3
44	大分	1,584	293	1,291	1,584	0
45	宮崎	2,315	172	1,109	1,281	1,034
46	鹿児島	2,980	178	2,557	2,735	245
47	沖縄	4,468	37	2,524	2,561	1,907
	合計	123,829	18,913	79,092	98,005	25,824

第20 戦没者の父母等に対する特別給付金(第二十一回特別給付金)事務の処理状況調

平成15年12月末現在

	請求書 受付件数 A	請求書 進達件数 B	請求書 裁定件数 C	処理済 件数 D=(B+C)	未処理 件数 A-D	備 考
01	北海道	4	1	3	4	0
02	青 森	3	1	2	3	0
03	岩 手	1	0	1	1	0
04	宮 城	4	0	3	3	1
05	秋 田	3	1	1	2	1
06	山 形	1	0	0	0	1
07	福 島	3	0	3	3	0
08	茨 城	1	0	1	1	0
09	栃 木	0	0	0	0	0
10	群 馬	0	0	0	0	0
11	埼 玉	6	2	4	6	0
12	千 葉	2	1	1	2	0
13	東 京	8	3	4	7	1
14	神奈川	0	0	0	0	0
15	新 潟	3	0	3	3	0
16	富 山	3	1	2	3	0
17	石 川	1	0	1	1	0
18	福 井	0	0	0	0	0
19	山 梨	0	0	0	0	0
20	長 野	2	0	2	2	0
21	岐 阜	3	0	3	3	0
22	静 岡	6	1	5	6	0
23	愛 知	8	1	6	7	1
24	三 重	3	0	3	3	0
25	滋 賀	4	1	3	4	0
26	京 都	7	2	5	7	0
27	大 阪	2	0	2	2	0
28	兵 庫	2	0	0	0	2
29	奈 良	0	0	0	0	0
30	和歌山	2	0	2	2	0
31	鳥 取	1	0	1	1	0
32	島 根	10	0	10	10	0
33	岡 山	7	1	4	5	2
34	広 島	12	0	12	12	0
35	山 口	10	1	9	10	0
36	徳 島	2	0	2	2	0
37	香 川	3	1	1	2	1
38	愛 媛	2	1	1	2	0
39	高 知	6	0	5	5	1
40	福 岡	5	1	2	3	2
41	佐 賀	1	0	0	0	1
42	長 崎	11	1	10	11	0
43	熊 本	4	0	4	4	0
44	大 分	3	0	3	3	0
45	宮 崎	2	0	2	2	0
46	鹿 児 島	4	0	4	4	0
47	沖 縄	20	0	15	15	5
	合 計	185	21	145	166	19